#### 市道認定ガイドブック

# 市道認定とは

市道とは、国道や県道と並び、「道路法」に定められる「道路法上の道路」です。 道路法に基づき、市道に認定することにより、不法占用の排除や私権の制限を行うことで通行の権利を 守っています。

また、市道に認定された道路の維持管理は鹿角市が行っています。

なお、市道の認定は、鹿角市の所有権を示すものではないため、現に鹿角市が所有する道路でも市道に 認定されていない箇所や、過去に市道に認定された道路の敷地が民地になっている箇所もあります。

## 認定基準

- 〇幅員4メートル以上であること
- 〇一般交通の用に供していること
- 〇起点及び終点が国道、県道、市道のいずれかに接続していること ただし、その一端のみが国道、県道又は市道のいずれかに接続しており、自動車の転回広場(車回し及び冬期除排雪に必要な場所)に係る空間地が確保されているものに限り、その要件を満たすものする。
- 〇道路敷地(構造上必要な工作物及び物件を含む)内にある所有権の全てを寄附により市に移転できること
- ○道路敷地内に支障物件及び所有者以外の権利が存在しないこと
- ○道路用地と民有地等との境界が明確であること

# 市道認定の流れ

# 事 前 協 議

- ・認定基準への適合の可否や道路構造・形状の確認などを行います。
- ・位置図、平面図等をご用意ください。



基準に適合するための改良工 事や、新たに築造する道路の 工事は申請者の負担で行って いただきます。

# 認定申請

#### 提出書類(各1部)

- 市道認定申請書
- ・位置図(縮尺10,000分の1以上)
- ・平面図(縮尺1,000分の1以上)
- ・登記簿謄本及び公図の写し
- 構造図
- その他必要書類

# 悥



- ・提出書類の確認
- ・現地での計測、構造物・境界等の 確認などを行います。
- ※現地での立会いをお願いします。



## **市**直認定審査会

・市道の認定に関する事項の適否を 審査します。

## 鹿角市建設部都市整備課

# 市議会議決

・道路法第8条第2項の規定に基づき、鹿角市議会において議決を得ます。

#### 路線認定公示

・道路法第9条の規定に基づき、市道に認定したことを公示します。

・市道認定決定通知書により、市道に認定されたことを通知します。



#### 道路用地の寄附申出 (所有権移転)

・道路用地の所有者からの寄附申出により、所有権移転登記の手続きを行います。

#### 提出書類(各1部)

- 道路用地寄附申出書
- 登記承諾書
- 印鑑証明書
- ・地積測量図(縮尺500分の1)
- その他所有権移転登記に必要な書類
- ・登記原因証明情報 (法人の場合)
- ・代表者事項証明書もしくは法人の登記事項証明書 (印鑑証明書記載の住所が登記されている住所と異なる場合)
- ・登記されている住所地から現在の住所に至るまでの経緯が わかる書類(住民票や戸籍の附票)
- (法人の住所や名称が変わっている場合)
- 変更されたことがわかる閉鎖登記簿謄本等

所有権移転登記が完了しましたら、登記が完了した旨を通知します。

# 冬期間の除雪について

- 〇市道に認定された場合でも、形状や周辺の状況により除雪路線にならないことがあります。
- 〇市道認定を前提として、新たに築造する道路を除雪路線とする場合は、道路内の一部に堆雪帯を確保する必要がありますので、「<mark>幅員 6 メートル以上</mark>」を原則とします。また、袋路状の道路で、終点に転回広場を設置する場合は、できるだけ雪押し場の確保をお願いします。

#### Q & A

- Q. 道路幅員 4 メートルは、側溝を含めてもいいですか?
- A. 蓋のない側溝の場合は、道路幅員に含めることはできません。

側溝に蓋があり、側溝が規定以上の強度 があること及び車両の通行に支障がない場 合は含めることができます。

- Q. 一般交通の用に供しているとは?
- A. 生活道路等として、常時車両や歩行者が 通行している。

また、袋路状の道路の場合は、最低2軒以上の家屋が認定外道路に接続している必要があります。

- Q. 市道認定にはどれくらいの期間がかかり ますか?
- A. 申請前に事前協議が必要であるほか、申請後においては、現地調査や審査会などがあり、通常は10月までに申請書を提出していただき、3月議会で認定を行っています。
- 1 1 月以降に申請書が提出された場合は、 積雪により現地調査が困難であるほか、審 査期間が短いため、翌年度の認定になるこ とがあります。

○鹿角市市道認定基準に関する要綱 平成10年4月1日訓令第5号

最終改正 平成26年3月25日訓令第22号

鹿角市市道認定基準に関する要綱(昭和54年4月15日施行)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、道路法(昭和27年法律第180号)第8条の規定に基づき、市道に認定していない道路又は通路 (以下「認定外道路」という。)を市道に認定する場合に必要な基準等を定めることを目的とする。

(市道の等級)

- 第2条 市道の等級は、1級市道及び2級市道については、「幹線1級及び2級市町村道の選定について」(昭和55 年3月18日建設省道地発第18号)により区分するものとする。
- 2 前項に定めるもの以外は、その他市道とする。

(認定基準)

- 第3条 市道に認定することができる認定外道路は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。
- (1) 原則として幅員4メートル以上であること。
- (2) 一般交通の用に供していること。
- (3) 認定外道路の起点及び終点が国道、県道又は市道のいずれかに接続していること。
- (4) 認定外道路敷地(構造上必要な工作物及び物件を含む。)内にある私人及び法人の所有権の全てを寄附によ り市に移転できること。
- (5) 認定外道路敷地内に支障物件及び所有権以外の権利が存在しないこと。
- (6) 認定外道路用地と民有地等との境界が明確であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、既存の市道、国道及び県道の認定替え等に伴う認定については、その経緯及び内容を 審査し、認定することができるものとする。
- 3 第1項第3号の規定にかかわらず、袋路状である認定外道路(その一端のみが国道、県道又は市道のいずれかに 接続したものをいう。)は、自動車の転回広場(車回し及び冬期除排雪に必要な場所をいう。)に係る空間地が確 保されているものに限り、その要件を満たすものとみなす。この場合において、転回広場の形状及び寸法について は別表によるものとする。

(道路構造及び形状)

第4条 市長以外の者が市道認定を前提として新たに築造する認定外道路にあっては、安全かつ円滑な交通に支障が ない道路構造及び形状としなければならない。

(事前協議)

- 第5条 市道認定を受けようとする者(以下「認定申請者」という。)は、認定基準への適合のほか、道路構造及び 形状についてあらかじめ市長と協議しなければならない。
- 2 市長は、前項の協議内容に改善を要すると認める事項があるときは、認定申請者に必要な指示を行うものとする。

(認定申請)

- 第6条 認定申請者は、市道認定申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければな らない。
- (1) 位置図(縮尺10,000分の1以上) 1部
- (2) 平面図(縮尺1,000分の1以上) 1部
- (3) 登記簿謄本及び公図の写し 1部
- (4) 構造図 1部
- (5) その他市長が必要と認める書類

(調査)

**第7条** 市長は、前条による市道認定申請があった場合は、速やかに現地調査を行い、認定基準への適合のほか、道 路構造及び形状について確認するものとする。

(決定通知)

第8条 市長は、市道認定の告示後において、市道認定決定通知書(様式第2号)により認定申請者に通知するもの とする。

**第9条** 前条に定める通知を受けた認定申請者は、速やかに次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 道路用地寄附申出書(様式第3号)
- (2) 登記承諾書
- (3) 印鑑証明書
- (4) 地積測量図(縮尺500分の1)
- (5) その他所有権移転登記に必要な書類
- 2 市長は、所有権移転の登記が完了したときは、認定申請者に登記が完了したことを通知するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、市道の認定について必要な事項は、市長が別に定める。

この要綱は平成10年4月1日から施行する。

**附 則**(平成14年6月1日訓令第33号)

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

**附 則**(平成15年12月10日訓令第35号)

この要綱は、平成15年12月10日から施行する。

**附 則**(平成16年12月20日訓令第42号)

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

**附 則**(平成18年1月27日訓令第2号)

この要綱は、平成18年1月27日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

**附 則**(平成19年4月1日訓令第27号)

この要綱は、平成19年7月19日から施行し、第1条から第14条までの規定による改正後のそれぞれの要綱及び要領 の規定は、平成19年4月1日から適用する。

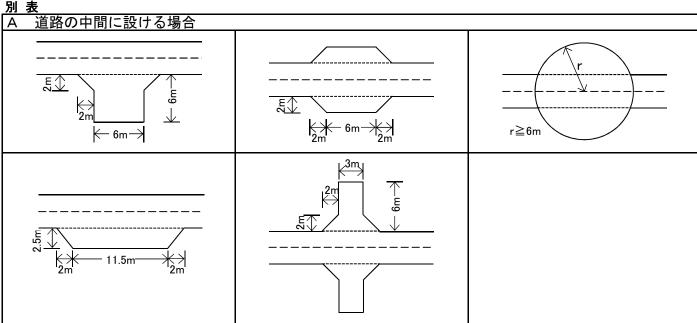
**附 則** (平成20年3月31日訓令第25号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**(平成22年4月1日訓令第38号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 **附 則** (平成26年3月25日訓令第22号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。



B 道路の終端に設ける場合

